

障害者控除対象者認定用意見書について

この意見書は、65歳以上の方のうち、以下のいずれかに該当する方が、寝たきり度や認知症高齢者の日常生活自立度が障害者に準ずる状況である場合、所得税や住民税における障害者控除の対象者であることを、市が認定するための資料として使用します。

- ・要介護認定等を受けていない方
- ・指宿市に転入した方で、基準日現在の要介護認定等を転入前の市区町村発行の受給資格証明書で受けた方
- ・他市区町村の住所地特例者
- ・基準日現在の状態が、認定を受けた時の状況と異なり、寝たきり度や認知症高齢者の日常生活自立度がより重くなっている方

裏面の判定基準を参照し、所得税又は住民税の申告において障害者控除を受けようとする年の12月31日現在又は対象者の死亡日若しくは出国日現在の状況について記入してください。

なお、この意見書に係る文書作成料は、障害者控除対象者認定申請者が負担します。

問い合わせ先

指宿市健康福祉部国保介護課介護保険係

TEL: 0993 (22) 2111 (内線253・254)

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所なら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2 介助により車いすに移乗する。
	ランク C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 1 自力で寝返りをうつ 2 自力では寝返りもうたない

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II A	家庭外で、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II B	家庭内でも、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III A	日中を中心として、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III B	夜間を中心として、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	ランク III A に同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III A に同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等